

京都府慢性期医療協会会費規程

第1条 この規程は、京都府慢性期医療協会（以下『本会』という。）会則第7条の規定に基づき、正会員が本会に納付すべき会費および入会金の額を定めるものとする。

第2条 前条の会費は、別表に定める額のうち、施設割と施設定員割の合計額とする。

第3条 本会の趣旨に賛同する特別会員の会費についても別表の額とする。

第4条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第5条 会員は毎年6月中に会費を支払わねばならない。

第6条 会則第8条第4項の規定に基づき、正当な理由なく1年以上会費を滞納した場合には、会費未納期間を含めずに自動的に会員資格を喪失し、退会したものとみなす。

第7条 本会に新たに入会する場合は、別表に定める入会金を納付するものとする。

第8条 この会費の徴収に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

1. 施設定員割の数は、当該施設の療養病床数、介護療養型老人保健施設および介護医療院等の定床数とする。
2. 入会金および会費については平成12年4月1日に見直しをする。
3. この規程は平成10年11月6日から施行する。
4. 本規程は、平成16年3月20日付をもって、改正する。
5. 本規程は、平成18年3月11日付をもって、改正する。
6. 本規程は、平成22年2月27日付をもって、改正する。
7. 本規程は、平成26年3月29日付をもって、改正する。
8. 本規程は、平成30年3月24日付をもって、改正する。